

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省 海事局 外航課）

項目名	国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の拡充及び延長	
税目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る課税の軽減措置を講じる。</p> <p>【要望の内容】 国際船舶^{※1}の要件について、我が国の外航海運事業者を取り巻く環境の変化を踏まえて、現行の5類型（①近代化船、②新マルシップ混乗船、③承認船員配乗船、④LNG 運搬船、⑤RORO 船）を2類型（①承認船員配乗船、②代替燃料船）に見直した上で、以下の通り要望する。</p> <p>※1 国際船舶：日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なもの</p> <p>（拡充） 新造船について、対象を国際船舶のうち特定船舶^{※2}に限定し、以下のとおり軽減措置を拡充した上で延長する。 所有権保存登記 税率 2/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 2/1000（本則 4/1000）</p> <p>※2 特定船舶：事業基盤強化計画を作成し国土交通大臣の認定を受けた造船所で建造し、国土交通大臣の認定を受けた特定船舶導入計画に基づいて導入する安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶</p> <p>（延長） 中古船（既存の外国籍船を日本籍化（フラッグバック）する船舶）について、以下の現行の軽減措置を延長する。 所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000）</p> <p>（適用期間） 2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第82条 租税特別措置法施行令 第43条 租税特別措置法施行規則 第31条の3 海上運送法 第39条の19、第39条の20、第44条の2、第44条の3、第45条 海上運送法施行規則 第42条の14、第42条の15、第43条、第44条、第45条</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲27.5 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 外航日本船舶である国際船舶の増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し、日本商船隊の国際競争力の強化を図る。		
	(2) 施策の必要性 四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の 99.6%を海上輸送に依存しており、そのうち 66.2%を我が国の外航海運事業者が担っている。 近年の国際情勢により経済安全保障の確立の機運が高まる中、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保が喫緊の課題となっており、その中核を担う国際船舶の確保を図ることが極めて重要である。 そのためには、国際船舶の取得に係るコストを軽減することにより、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国との競争環境を整えるため、本特例措置を延長することが必要である。 また、世界単一市場の中で熾烈な国際競争に晒されている我が国の外航海運事業者が、安全や環境負荷低減といった国際的・社会的ニーズに応え競争力を高めるため、安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶（特定船舶）の導入を促進するため、新造船について対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することが必要である。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>【政策体系の中での位置付け】 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は約 450 隻と試算されたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標：56 国際船舶の隻数</p>
			<p>政策の達成目標 国際船舶の隻数を、令和 8 年央までに 345 隻に増加させるとともに、最終的には外航日本船舶を約 450 隻確保する。 我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和 7 年度を目処に外航船舶については約 30%の普及を目指す。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p>	
		<p>同上の期間中の達成目標 国際船舶の隻数を、令和 7 年央までに 332 隻に増加させる。 1 年間に新たに就航する新造の国際船舶のうち 20%を特定船舶にする。</p>	

	政策目標の達成状況	<p>令和5年央の国際船舶は306隻であり、前年（令和4年央）と比べて34隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、外航日本船舶を450隻確保する目標に向け、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>また、特定船舶については、令和3年の制度創設以降、新たに就航した新造の国際船舶のうち特定船舶は年間約20%であるが、引き続き安全・環境性能に優れた高品質な船舶の導入に取り組む必要がある。</p>																				
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和6～7年度の平均</th> </tr> <tr> <th>隻数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際船舶 (中古船) (3.5/1000)</td> <td>所有権保存登記</td> <td>17隻</td> <td>13.9百万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定登記</td> <td>9隻</td> <td>19.6百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定船舶 (新造船) (2/1000)</td> <td>所有権保存登記</td> <td>2隻</td> <td>18.4百万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定登記</td> <td>1隻</td> <td>9.1百万円</td> </tr> </tbody> </table>			令和6～7年度の平均		隻数	金額	国際船舶 (中古船) (3.5/1000)	所有権保存登記	17隻	13.9百万円	抵当権設定登記	9隻	19.6百万円	特定船舶 (新造船) (2/1000)	所有権保存登記	2隻	18.4百万円	抵当権設定登記	1隻	9.1百万円
					令和6～7年度の平均																	
隻数			金額																			
国際船舶 (中古船) (3.5/1000)	所有権保存登記	17隻	13.9百万円																			
	抵当権設定登記	9隻	19.6百万円																			
特定船舶 (新造船) (2/1000)	所有権保存登記	2隻	18.4百万円																			
	抵当権設定登記	1隻	9.1百万円																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>国際船舶の取得に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。</p>																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国際船舶に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p>																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	<p>国際船舶に係る登録免許税の課税の軽減措置を講じることは、国際船舶の取得に係るコストの軽減によりその増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するものであり、本要望の措置は妥当である。</p> <p>また、国際船舶のうち新造船について、対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することは、国際的・社会的に求められている安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶の導入を促進し、国際競争力強化に資するものであり、本要望の措置は妥当である。</p>																				

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">37百万円 (14隻)</td> <td style="text-align: center;">66百万円 (31隻)</td> <td style="text-align: center;">59百万円 (34隻)</td> </tr> </table> <p>※海事局における国際船舶に係る手続きの実績を集計</p>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	実績	37百万円 (14隻)	66百万円 (31隻)	59百万円 (34隻)
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
	実績	37百万円 (14隻)	66百万円 (31隻)	59百万円 (34隻)						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—								
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、国際船舶の取得に係るコストが軽減され、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。								
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和5年央までに293隻に増加させる。									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年央の国際船舶の隻数は306隻であり、前回要望時の目標を達成した。									
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 創設</p> <p>平成9年度 拡充要望(認められず)</p> <p>平成10年度 拡充・延長要望(延長のみ)</p> <p>平成11年度 拡充(海外から譲渡を受けた国際船舶(船齢5年未満に限る)を追加、国際船舶の定義の見直し)</p> <p>平成12年度 延長</p> <p>平成14年度 縮減・延長(税率1/1000 → 1.5/1000)</p> <p>平成16年度 縮減・延長(税率1.5/1000 → 2/1000)</p> <p>平成18年度 縮減・延長(税率2/1000 → 2.5/1000)</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 延長(税率2.5/1000 → 3/1000)</p> <p>平成23年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>平成24年度 延長(税率3/1000 → 3.5/1000)</p> <p>平成26年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>平成28年度 拡充・延長(船齢要件の撤廃。PSCによる拘留を一度も受けたことがない船舶に限定)</p> <p>平成30年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>令和2年度 延長</p> <p>令和4年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p>									